

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日の翌日を除く）

目 次

◇県会告示 鳥取県議会運営委員会規程の一部改正

県 議 会 告 示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会運営委員会規程（昭和二十二年十二月鳥取県議会告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成二年九月二十八日から施行する。

平成二年九月二十八日

鳥取県議会議長 原 田 一 雄

第一条中「単に委員会という」を「「委員会」という。」に改める。

第二条中「委員会は」の下に「、議長の諮問に応じ、」を加え、「会議」

を「、会議」に改める。

第三条第一項中「委員長、副委員長各一名、委員若干名を以つて」を「委員十人で」に改め、同条第二項を次のように改める。

委員は、各交渉団体に対しその所属議員数を基準として割り当て、その互選した議員をもつてこれに充てる。

第四条を削る。

第五条第一項中「前条」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「もの」を「ものが」に、「以つて」を「もつて」に、「議長は」を「、議長は、」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

第八条第一項を次のように改める。

委員会は、委員長がこれを招集し、主宰する。

第八条第二項中「議長」を「委員長」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

委員会は、委員定数の三分の二以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。この場合においては、各交渉団体から一人以上の委員の出席を要するものとする。